



新「食品安全法」における中国食品安全監視現状及び評価

The current supervision and general situation assessment of food safety under the background of The Food Safety Law of PRC revised in China



李寿松
Li Shousong
Tokyo, April 19, 2016

福建中檢華日食品安全検査有限公司



概要

一、新「中華人民共和国食品安全法」の新しさはどこに示しているか

- (一) 新「食品安全法」の主要変化の解釈
- (二) 新「食品安全法」の輸出入食品安全の規制に関する変化
- (三) 新「食品安全法」で食品安全検査規制の変化
- (四) 新「食品安全法」が第三者食品検査機関に与えた優勢と発展の機会




二、中国新「食品安全法」における中国食品安全監視現状及び評価

- (一) 中国国内販売の食品安全監視の現状
- (二) 中国の輸出食品安全の監視現状
- (三) 中国食品安全状況の評価




一、新「中華人民共和国食品安全法」の新しさはどこに示しているか




(一) 新「中華人民共和国食品安全法」の主要変化の解釈

- 2015年4月24日付、中国第十二回全国人民代表大会常務委員会第十四回会議で、160票賛成、1票反対、3票棄権の採決で新改正の「中華人民共和国食品安全法」（以下、「食品安全法」という）を採決した。




1、四つの理念原則の堅持

予防は主体

リスク管理

全過程のコントロール

社会全体と共同で治める

* リスクのあらかじめ評価：食品安全リスク監視と評価、食品安全基準等制度を健全的にし、責任談話、リスク分級管理等要求を増加した。



* 全部過程のコントロール：食品生産、販売、飲食サービスと食用農産物等各部分に対し、最も厳格的な全部過程の監視を実行し、生産経営者の主体責任を強化し、食品安全のトレーサビリティシステムを完全的にする。



食品原料 生産包装 運搬 流通販売 飲食サービス

7

* 違法行為の厳重な処理：

最も厳格な監視と処罰制度を策定し、違法行為に処罰の強さを高め、犯罪になったことに行政的な法律の執行と刑事司法への繋がりを通じ、法律による違法者の刑事責任を追究する同時に、地域政府の責任者と監視人員への問責の強さを強化する。

8

* 社会全体の監督：

奨励のある告発と責任保険制度を制定し、消費者、食品業界協会、マスコミ、生産経営者、監視機関等食品安全と利益のある関係者の監督と管理の役割を果たし、社会全体的な管理の局面になるように。

9

2、「帯電長歯」（電気が通じて、歯がついている）制度の形成

* 権威的な食品安全監視機関の完全と統一：「九竜治水」（多数の部門が食品安全問題を管理しているが、各自意見の相違のせい、いずれかもちゃんと管理ができないという意味）の区きり監視と管理を食品薬品監督管理機関の統一管理へ変更する。

* 最も厳格的な全部過程の監視制度の策定：食品生産、流通、飲食サービスと食用農産物の販売等流れ、食品添加物、食品の関係ある製品及びインターネット食品取引等新興業態への監視に、細緻な分けと完全を行なう。

10

3. 目立つ7つのスポットライト

スポットライト

- ①：食品生産経営主体の四つ義務の強化
- ②：全般的に監視の仕事を改善食品品質の安全を保証する
- ③：六つの問責で「重典で乱世を治める」の確保
- ④：監視機関の四つの「利器」（鋭い武器）
- ⑤：食品安全の社会全体と共同で治めることの実現
- ⑥：特殊な食品の特殊な対応
- ⑦：生産経営企業の権益を保障し、食品産業の健康的な発展を促進する

11

(二) 新「食品安全法」の輸出入食品安全の規制に関する変化

2015年版の「食品安全法」で食品輸出入の規制は8条から11条まで増加した。



12

1、新「食品安全法」で出入境検査検疫機関 (CIQ) の輸出入食品への監視要求の変化

国家品質検査総局 (AQSIQ) (AQSIQ :
General Administration of Quality
Supervision, Inspection and Quarantine of
the PRC) に隷属するCIQは輸出入食品の監視主
体である。



13

2、新「食品安全法」で中国の食品輸出の生産企業に対する要求の変化

* 食品輸出の生産企業は輸出食品が輸入国 (地域) の基準又は契約の要求に合うことを保証すべく。

* 企業の自主検査と輸出検査の際、基準がある輸入国に対しその基準を守る。

* 基準なし又は基準の不完全の輸入国に対し、国際基準又は契約の規定に参考して執行。

* 法律：第九十九条。



14

3、新「食品安全法」は輸出食品の違法行為の処罰の主体を明確にし、大幅に処罰の強度を高める。

* CIQは輸出食品の違法行為の処罰主体である。



15

(三) 新「食品安全法」で食品安全検査規制の変化

1、食品検査機関の資格認定条件と検査規範の規制機関の変更

* 食品検査機関の資格認定条件と検査規範の規制機関は前の国家衛生行政機関を国家食品薬品監視機関に移した。

* 食品検査機関の専門化を確保する

* 法律：第八十四条。



16

2、新「食品安全法」における中国第三者食品検査機関の発展チャンス

* 第三者食品検査機関は検査機関の「準入門敷居」(検査業界に入る困難、制限等)に牽制されなく、フリーな発展スペースを有する。



17

* 第三者食品検査機関は体制以外に位置し、牽制されない。検査業務の源は多種多様、試験室の検査に基づき、各種のサービスを伸べる。伸びサービスは以下通り。

・顧客の委託を受け入れ、規範のサンプリングを実施する。

・検査結果のデータに従い、関係のある企業の加工過程において食品品質安全衛生のコントロール状況を分析し、対応の品質安全衛生コントロールの改善アドバイスを提案する。



18

二、新「食品安全法」における中国食品 安全監視現状及び評価

19



(一) 中国国内販売の食品安全監視の現状

1、2013年、習近平主席は食品安全に「四つの厳格な要求」を提出した：
「最も謹厳の基準、最も厳格な監視、最も厳重な処罰、最も厳肅な問責」。

20

2、2014年から権威的な食品安全監視システムを制定、改善、統一し始めた。新「食品安全法」より、法律上に確認される。

21

* 全国の30省、自治区と直轄市は、品質監視機関、工商機関と衛生行政機関に分散した食品と薬品の監視機能を統合し、独立の食品薬品監視機関の国家食品薬品監督管理総局（CFDA）及び全国各地での機関を設立し、食品生産経営活動に全面的な監督と管理の職責を履行する。

22

* 衛生行政機関は食品安全リスク監視とリスク評価の展開を組織し、国家食品薬品の機関と共同で食品安全国基準の制定と公表を行なう。

* AQSIQに隷属するCIQは続いて輸出入食品、農産物品質安全に検査検疫監督管理を実施する。



23



3、国家食品薬品監督管理機関は新「食品安全法」の実施後、今まで以下等食品安全監視規制を制定と改善し、新「食品安全法」の実施に法律の執行保障を提供した。

「食品生産許可管理方法」、「食品経営許可管理方法」、「食品生産経営日常監督検査管理方法」、「食品薬品行政の法律の執行と刑事司法との繋がりの方方法」、「食品薬品クレームと告発の管理方法」、「食用農産物の販売品質安全の監督管理方法」等。

24

* 「食品生産許可管理方法」は新「食品安全法」の最も主要な組合せの規制として、監視体制の変化に適應する。国家食品藥品監督管理總局は元国家質量検査總局の2010年に公表して実施した「食品生産許可管理方法」を改正して公表した。「放管結合、方便企業、从嚴監管」（手放しと管理の結び合い、企業に便利の提供、嚴格に監視と管理）原則に沿い、2010年版食品生産許可制度の新「食品安全法」と合わない、現行監視体制と適應していないところを調整し、取りまとめて主に「五つの取消、四つの調整、四つの強化」である。



* 五つの取消

- ・一つは一部分前置審査資料の取消
- ・二つは許可検査機関指定の取消
- ・三つは食品生産許可審査費用の取消
- ・四つは委託加工登録の取消
- ・五つは企業年度検査と年度報告制度



* 四つの調整

- ・一つは食品生産許可主体の調整、企業ごとに生産許可証一つだけ
- ・二つは許可証明書有効期限の調整、前の3年有効期限を5年への延長



- ・三つは現場検査内容の調整。許可証を得られた企業が許可の食品類別範囲以内に新しい食品品種の生産明細等を増加する場合、許可現場の検査を行わない。
- ・四つは審査と批准権限の調整。赤ちゃんの調剤粉ミルク等重点の食品以外、他の食品の生産許可審査と批准権限は市、県レベルの食品藥品監視機関へ移譲する。

* 四つの強化

- ・一つは許可保存記録の管理を強化し、健全な食品生産許可保存記録を打ち立て、各種の情報を詳細に記録する。
- ・二つは許可後の監督と検査、企業への日常監督と検査を強化し、監督と検査の結果を公表し、企業の食品安全信用保存記録に記入



- ・三つは審査員チームの管理を強化する。食品生産許可審査員に対するトレーニング、考査、登録、証明書の出し、管理は省レベル食品藥品監視機関に統一して展開される。
- ・四つは情報化の確立を強化し、生産許可情報化システムを打ち立てる。



その他、もう一つの修正は食品包装のQSマークの取消である。新「食品安全法」は食品包装に食品生産許可証番号を示すべきことを明確に決まっております。食品生産許可証のマークの示しを必要としないから、新しい食品生産許可証番号はアルファベットSQと14桁アラビア数字から組み合わせる。

Quality Safety

Qiyeshiping Shengchanxuke

31

4、中国政府は食品安全監視の法律の執行強度を強めた。

2015年、中国食品薬品監視機関は食品生産経営機関に日常の監視と管理を展開する以外、食品、保健食品に関わる違法行政事件24万件を取り締まった。行政の法の執行と刑事司法との繋がりを通じ、警察に協力して食品安全を害する犯罪の刑事事件1.5万件を解決した。衛生行政機関の新しい食品安全基準157項の公表にも協力した。40万飲食企業に「明厨亮灶」（キッチンをさらさらする）活動の押し広めへの指導を与えた。

32

5、中国政府は食品安全国家のサンプリング検査の頻度を増加した。

2015年、CFDAは17万ロット食品のサンプリング検査を行なって、2014年より21%増加し、2013年より2倍強増加した。その中に、残留農薬・動物用医薬品に関わる食品のサンプリングは4万以上ロットで、全部の食品サンプリング検査の1/4を占めた。結果に従い、2015年、国民に不合格の食品6552ロットを公表した。

33

(二) 中国の輸出食品安全の監視現状

1、中国の輸出食品安全の政府監視は穏やかな状態に維持している。

中国の輸出食品安全の政府監視は20世紀50年代から今まで、監視体制の変化なし状態に始終維持しており、すなわち20世紀50～90年代、国家輸出入商品検査機関より輸出検査監視を実施した。20世紀90年代末から今まで、国家輸出入商品検査機関の継手のCIQが実施した。

34

2、中国の輸出食品安全は良好な基礎を有する。

2006年、中国国内食品の国家サンプリング検査の合格率はわずか77.9%に達したに対し、同じ時期の中国のアメリカ向けの輸出食品の合格率は99.2%で、EU向けの輸出食品の合格率は99.9%に達し、国内のレベルよりはるかに高い。2006年、中国から日本に輸出した食品の合格率は99.42%、2007年は99.81%（出典：日本厚生労働省）に達し、同じ時期のEU、アメリカへ輸出の合格率より高い。日本厚生労働省の2009年のデータより、2008年中国から日本に輸出した食品のサンプリング検査の不合格率は0.27%であるに対し、EU、アメリカから日本に輸出した食品のサンプリング検査の不合格率は6%ほどに達したことがわかった。

35

3、新「食品安全法」の実施は中国の輸出食品の安全性にもっと良い条件を提供した。

* 中国は1978年の改革開放以降、食糧の安全（food security）問題を解決した。食品安全（food safety）問題は20世紀末から消費者と政府に十分に重視され始めたと言える。そのため、2009年版の「食品安全法」の実行前、国内販売食品と輸出食品への生産経営の監視強度は確かに客観的な相違が存在していたと言える。

36



4、輸出食品向けの監視は益々精密になっている。

新「食品安全法」の「予防は主体、リスク管理、全過程コントロール、社会全体と共同で管理」の原則に従い、CIQの輸出食品向けの監視は益々精密になっている。

- ・第一、生産経営者の品質安全の主体责任をもっと突出する。
- ・第二、CIQの輸出食品安全の監視責任をもっと強化する。
- ・第三、CIQの輸出食品安全の監視措置をもっと厳格にする。
- ・第四、CIQが違法行為に処罰の強度をもっと厳重にする。

37

5、福建CIQの輸出食品向けの検査検疫監視の新しい措置

福建自由貿易区に位置する福建CIQとして、輸出食品検査検疫監視の面で絶えずに新しい措置を遂行する。その代表は2012年3月から実施して改善しつつある「111モデル」である。

「111モデル」の主旨は「1つ基礎、1つ基軸、1つ方式」のモデル。



福建CIQ

38

* 「111モデル」の主旨はリスク分析を基礎とし、食品輸出企業が全過程の主体责任を担当することを基軸に、政府監視検査結果を通関の根拠とする方法で検査検疫監視モデルは「111モデル」という。すなわち、「1つ基礎、1つ基軸、1つ方式」。



39



* 政府監視の検証は以下のように示している。

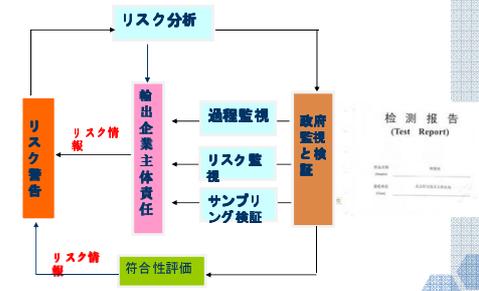
- ・ **過程監視**：原料基地、加工企業許可と監視、企業の補助な材料の登録管理、企業信用管理と分類管理を含めている。
- ・ **リスクの監視とコントロール**：省レベルCIQは年度の輸出食品安全の監視とコントロールの計画を制定し、管轄区域CIQは計画を着実にこなす提案を制定して実施することを含めている。
- ・ **サンプリング検証**：管轄区域CIQはリスク分析に基づき、リスク項目を確定し、加工企業の信用管理と分類管理と結び、輸出食品に指向性のサンプリング検査検疫を実施し、企業の自主コントロールの効率性を検証する。

40

* 輸出許可の符合性評価：過程監視、リスク監視とコントロール、サンプリング検証結果に基づき、管轄区域CIQは中国及び輸入国（地域）の法律規制を参考にし、輸出食品に符合性評価を行ない、通行を許可するかどうかを確定し、関係の証明書を作り出す。

41

福建CIQ輸出食品検査検疫監視の「111モデル」組織図



```

    graph TD
      RA[リスク分析] --> OER[輸出企業主体责任]
      RA --> GO[政府監視と検証]
      OER --> PM[過程監視]
      OER --> RL[リスク監視]
      OER --> SV[サンプリング検証]
      GO --> PM
      GO --> RL
      GO --> SV
      PM --> CR[リスク情報]
      RL --> CR
      SV --> CR
      CR --> RP[リスク報告]
      RP --> CR
      CR --> CE[符合性評価]
      CE --> CR
      CR --> TR[検測報告 Test Report]
      TR --> CR
  
```

42

「111モデル」のメリット：輸出食品企業の主体责任とCIQの輸出食品生産加工向けの全過程の監視を強化し、リスクを源と過程にコントロールし、最終の製品のサンプリング検証ロットを減少し、輸出食品の通関効率を加速し、輸出食品の品質安全を保障した。「111モデル」と新「食品安全法」が食品輸出企業の主体责任と食品輸出企業向けの監視と信用管理を強化する面での理念は完全に一致している。

43

6、中国の輸出食品の品質安全の現状：

- * 2001年～2014年まで、中国の輸出食品農産品の貿易額は160.7億ドルから713.4億ドルまで増加し、4.4倍増加した。
- AQSIQ局長がボアオ・アジア・フォーラム（理事長は日本元首相福田康夫 様）の2015年の年会で講演の話：近年以来、中国の輸出食品はずっと99%以上の合格率に保持している。

44

（三）中国食品安全状況の評価

1、2009年の「食品安全法」の正式な実施を分界線とし、中国の食品安全状況は天地を覆すほど変化が起こった。

- * 20世紀90年代と本世紀の最初は中国食品安全問題が頻発した年代、系統的、地域的、業界的な食品安全問題が発生した。

45

- * 2009年6月1日より、「食品安全法」の正式な実施以降、中国の食品品質安全の状況は極めて大きな変化が起こり、再びに系統的、地域的、業界的な食品安全問題は起こったことがない。
- 2、2009年以来、経済の発展と社会の進歩に伴い、中国の食品安全はもっと良い状況が見られる。

46

ご清聴、ありがとうございます。



47